生　市　第182号
平成29年3月7日

生駒市　真弓南自治会
会長　　岡谷純明　様

生　駒　市　長
小　紫　雅　史
(公印省略)

生駒市　市民サービスコーナーの廃止について(通知)

早春の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本市行政にご理解、ご協力賜り厚くお礼申しあげます。

さて、この度、別紙の理由から北地区（真弓水道事業事務所）及び高山竹林園　市民サービスコーナーについては、本年6月30日をもちまして廃止することとなりました。

周辺自治会の皆様にはご不便をおかけしますが、法令上の課題からやむを得ない措置であることから、年度末のご多忙な時期とは存じますが、何卒ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、本件に関しご不明な点がありましたら下記までご連絡お願いいたします。

連絡先

生駒市役所市民部市民課
担当　安達・久保
ＴＥＬ　0743－74－1111
（内線　301・302）

（別紙）

【北地区（真弓水道事業事務所）市民サービスコーナーの廃止について】

北地区（真弓水道事業事務所）市民サービスコーナーは平成 11 年 4 月 1 日に周辺地域の利便性向上のため北コミュニティセンター開設までの間、暫定的措置として設置されたものであります。しかし、平成 14 年 11 月 6 日に北コミュニティセンター（はばたき）が開設され市民サービスコーナーも併設されましたが、北地区市民サービスコーナーは現在まで廃止することなく、他地区とのバランスの面でも非効率な運用となっていました。

また、当該施設は浄水場施設が設置されており、以前から施設の安全上問題が指摘されてきました。即ち、水道法により、「水道事業者は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。」と規定されており、具体的には同法施行規則において、「(浄水場）施設には、鍵を掛け、柵を設ける等、みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。」と規定され、本来、不特定多数の者が施設の敷地内へ入場することが想定されていませんでした。

また、平成 15 年に厚生労働省から「国内でのテロ事件発生に係る対応について」の通知文で「事件発生に備えた事前対処での水道施設の警備等の施設出入り業者の管理の徹底」が記載されており、さらに、平成 25 年厚生労働省から「兵庫県宝塚市で発生した排水池施設への侵入事件について」の通知により水道施設の安全が確保される必要があることから、改めて、水道施設への警備等の徹底に留意するよう文書が出されております。

これらのことから、今後も継続してサービスコーナーを開設することは浄水場の安全確保の観点から問題があるため、本年 6 月末をもって、当該施設における市民サービスコーナーを廃止することといたします。

なお、利用者へのアンケート調査の結果、8 割以上の方が自家用車等での来庁であることから、北コミュニティセンター若しくはコンビニエンスストアでのご利用をお願いします。また、徒歩の方につきましても当該施設から西に約２５０m先にコンビニエンスストアがあり、そちらのご利用をお願いいたします。

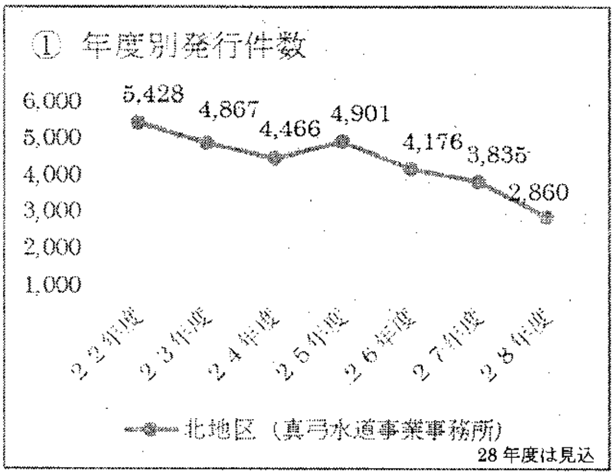
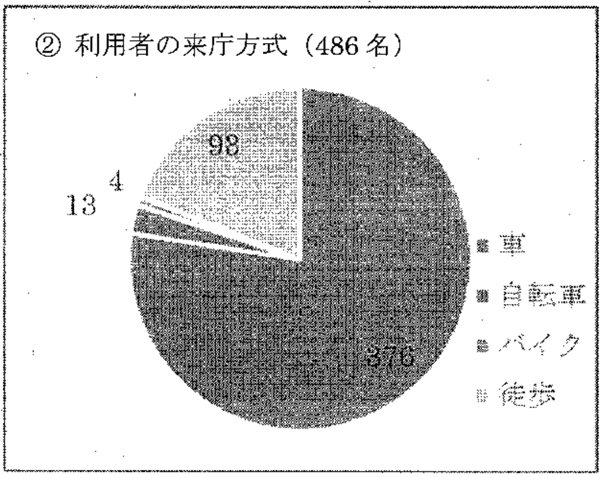
28 年度は見込